

市第45号議案

横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第13条の3の4第1項及び第2項中「平成32年1月1日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

省エネルギー対策住宅に係る都市計画税の減額措置を適用する期限を延長するため、横浜市市税条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

附 則

（新築された省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税の減額）

第 13 条の 3 の 4 平成 28 年 1 月 2 日から 令和 4 年 3 月 31 日 平成 32 年 1 月 1 日 までの間に新築された住宅（法附則第 15 条の 6 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この条、附則第 13 条の 7 第 1 項及び附則第 13 条の 8 第 1 項において同じ。）のうち、評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 5 の 5 の 5 - 1 (3) の等級 4 又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することにつき規則で定めるところにより証明されたもの（以下この条において「省エネルギー対策住宅」という。）で法附則第 15 条の 6 第 1 項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条において準用する法附則第 15 条の 7 第 1 項若しくは第 2 項又は次項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から 3 年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第 15 条の 6 第 1 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅

その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。) にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第 1 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。) の 2 分の 1 に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

- 2 平成 28 年 1 月 2 日から 令和 4 年 3 月 31 日 / 平成 32 年 1 月 1 日 までの間に新築された省エネルギー対策住宅のうち中高層耐火建築物 (法附則第 15 条の 6 第 2 項に規定する中高層耐火建築物をいう。) である住宅で同項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条において準用する法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から 5 年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額 (区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第 15 条の 6 第 2 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅 (人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。) にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第 2 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。) の 2 分の 1 に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

(第 3 項及び第 4 項省略)

